

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）
	<p data-bbox="587 541 1424 609">電気・機械工事標準積算基準書</p> <p data-bbox="813 1558 1193 1608">平成 29 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="836 1696 1169 1747">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1822 541 2659 609">電気・機械工事標準積算基準書</p> <p data-bbox="2047 1558 2427 1608">平成 28 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="2065 1680 2410 1730">神奈川県企業庁</p>

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）
	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 電気通信設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2-2 請負工事費の構成 ☒ 省略</p> <p>注意1 鋼構造製作物費と製作原価をあわせて工場製作費とする。 注意2 安全費には現場環境改善費を含む。 注意3 一般管理費等には契約保証補正額を含む。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 電気通信設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2-2 請負工事費の構成 ☒ 省略</p> <p>注意1 鋼構造製作物費と製作原価をあわせて工場製作費とする。 注意2 安全費にはイメージアップ経費を含む。 注意3 一般管理費等には契約保証補正額を含む。</p>

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）
	<p>第4節 工事原価</p> <p>1-4-1-4 直接経費 直接経費は工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は下記による。</p> <p>① 特許使用料 特許使用料は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p> <p>② 水道光熱電力料 水道光熱電力料は工事の施工に必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とする。ただし、これらを支給するときは計上しない。</p> <p>③ 機械経費 機械経費は工事の施工に必要な機械の使用に要する経費（機械損料と機械の運転経費の合計額。ただし、材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領（「損料表」）に基づいて積算する。ここで、機械の運転経費とは燃料費、油脂費、運転労務費、消耗部品費及び雑品費の合計額とする。 なお、機械損料は基礎価格（購入価格）が10万円以上（税抜き価格）の機械器具を対象とする。 ただし、試験測定機器の損料については、原則として計上しない。</p> <p>④ 旅費交通費 工事現場への派遣に要する技術者等の旅費、交通費は、必要に応じて計上することができる。</p>	<p>第4節 工事原価</p> <p>1-4-1-4 直接経費 直接経費は工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は下記による。</p> <p>① 特許使用料 特許使用料は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p> <p>② 水道光熱電力料 水道光熱電力料は工事の施工に必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とする。ただし、これらを支給するときは計上しない。</p> <p>③ 機械経費 機械経費は工事の施工に必要な機械の使用に要する経費（機械損料と機械の運転経費の合計額。ただし、材料費、労務費を除く。）で、その算定は請負工事機械経費積算要領（「損料表」）に基づいて積算する。ここで、機械の運転経費とは燃料費、油脂費、運転労務費、消耗部品費及び雑品費の合計額とする。 なお、機械損料は基礎価格（購入価格）が10万円以上（税抜き価格）の機械器具を対象とする。 また、試験測定機器については試験工等が計上されているとともに仕様書に当該機器の使用が明記されており、かつ基礎価格（購入価格）が10万円以上（税抜き価格）の場合のみ計上する。</p> <p>④ 旅費交通費 工事現場への派遣に要する技術者等の旅費、交通費は、必要に応じて計上することができる。</p>

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																												
	<p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費</p> <p>(1) 共通仮設費の構成及び算定 ア 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費より構成される。なお、安全費には現場環境改善費を含む。 イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法 ア 共通仮設費の率分は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め） 共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数 なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 イ 共通仮設費率は別記の表による。 ウ 工種区分は原則として河川維持工事とする。</p> <p>(3) 共通仮設費対象額 ア 共通仮設費対象額は次による。 共通仮設費対象額 = 直接工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費 - 処分費等控除額 イ 上記アに関わらず、光ケーブル（材料費）については、共通仮設費の対象としない。 ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。 エ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>(4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="468 993 1584 1270"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94%</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05%</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Kr=A×P^b（Krは共通仮設費率[%]，Pは対象額，A，bは表の変数値） 注意2 共通仮設費率(Kr)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%	河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%	<p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費</p> <p>(1) 共通仮設費の構成及び算定 ア 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費より構成される。なお、安全費にはイメージアップ経費を含む。 イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法 ア 共通仮設費の率分は次のいずれかにより求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め） 共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × (共通仮設費率 + 施工地域・工事場所による補正值 + 加算補正) 共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × (共通仮設費率 × 施工地域・工事場所による補正係数 + 加算補正) イ 共通仮設費率は別記の表による。なお、加算補正は原則として適用しない。 ウ 工種区分は原則として河川維持工事とする。</p> <p>(3) 共通仮設費対象額 ア 共通仮設費対象額は次による。 共通仮設費対象額 = 直接工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費 - 処分費等控除額 イ 上記アに関わらず、光ケーブル（材料費）、LED照明灯具（器具及びモジュール制御装置）（材料費）については、共通仮設費の対象としない。 ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。 エ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>(4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="1703 993 2819 1270"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>23.94%</td> <td>4,118.1</td> <td>-0.3548</td> <td>5.97%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>9.05%</td> <td>26.8</td> <td>-0.0748</td> <td>6.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Kr=A×P^b（Krは共通仮設費率[%]，Pは対象額，A，bは表の変数値） 注意2 共通仮設費率(Kr)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。 注意3 Krの値に施工地域・工事場所を考慮した補正係数を乗じた値は小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%	河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%																																										
河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%																																										
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%																																										
河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%																																										

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

(5) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対 象		
大都市 (1)	道路維持工事	東京特別区, 横浜市, 大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1
大都市 (2)		札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 八王子市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	2
市街地 (DID補正) (1)		大都市 (1), (2) の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3
一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上の上の車線において規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4
一般交通影響あり (2)		一般交通影響あり (1) 以外の車道において, 規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)	1.2	5
市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で, 市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区, 及びこれに準ずる地区。	1.3	7
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	8

※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。なお, DID地区とは, 総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注意2 適用条件の複数に該当する場合は, 適用優先順に従い決定するものとする。

(6) 共通仮設費の積み上げによる計算方法

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとし, その算定は土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。なお, 積み上げ分のうち, **現場環境改善費**の算定は別記による。

(7) その他

ア 安全対策上, 重要な仮設物等については設計図書に明示し, 極力指定仮設とする。

イ 設計変更時における共通仮設費率の補正については, 工事区間の延長等により当初計上した補正值に増減が生じた場合, あるいは当初計上していなかったが, 上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

ウ 本書のほかは土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。

(5) 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正值及び補正係数

施工地域・工事場所区分		補正值または補正係数	
		河川維持工事	道路維持工事
市街地		補正值 +2.0%	補正係数1.3
山間僻地及び離島		補正值 +1.0%	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正值 +1.5%	
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正值 0.0%	

注意1 施工地域の区分は次のとおり。

(1) 市街地とは施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。なお, DID地区とは, 総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

(2) 山間僻地及び離島とは施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区, 及びこれに準ずる地区をいう。

(3) 地方部とは施工地区が上記以外の地区をいう。

注意2 施工場所の区分のうち, 一般交通等の影響を受ける場合とは, 以下のとおりとする。

① 施工場所において, 一般交通の影響を受ける場合

② 施工場所において, 地下埋設物件の影響を受ける場合

③ 施工場所において, 50m以内に人家等が連なっている場合

注意3 施工地域区分が2つ以上となる場合には, 補正值 (補正係数) の大きいほうを適用する。

注意4 補正值, 補正係数のどちらも適用できる場合, 当該工事の補正については, 補正係数を適用する。

(6) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正

工種区分が道路維持工事の場合は, 大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行う。補正係数及びその計算方法等は土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。

(7) 共通仮設費の積み上げによる計算方法

現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとし, その算定は土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。なお, 積み上げ分のうち, **イメージアップ経費**の算定は別記による。

(8) その他

ア 安全対策上, 重要な仮設物等については設計図書に明示し, 極力指定仮設とする。

イ 本書のほかは土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																								
	<p>1-4-2-2 現場環境改善費</p> <p>(1) 現場環境改善費の取り扱い</p> <p>ア 現場環境改善費は共通仮設費の安全費（積み上げ分）とする。</p> <p>イ 現場環境改善費の内容及び適用の範囲は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>(2) 現場環境改善費の計算方法</p> <p>現場環境改善費の積算は、以下による。なお、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積み上げ計算とする。</p> $K[\text{円}] = i[\%] \times P_i[\text{円}] + \alpha[\text{円}]$ <p>K : 現場環境改善費（1,000円未満切り捨て）</p> <p>i : 現場環境改善费率（小数第3位四捨五入，2位止め）</p> <p>P_i : 対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額） <small>なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。</small></p> <p>α : 積み上げ計上分（1,000円未満切り捨て）</p> <p>注意1 αに計上するものは、費用が巨額になるため現場環境改善费率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。</p> <p>注意2 1,000円未満の切り捨ては、各工種の金額合計に対して行う。</p> <p>(3) 現場環境改善费率</p> <table border="1" data-bbox="463 848 1584 1100"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額(P_i)</th> <th colspan="2">現場環境改善费率(i)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">施工地域区分</th> </tr> <tr> <th>大都市(1) (2)・市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円以下</td> <td>$i[\%] = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td> <td>$i[\%] = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>1.73%</td> <td>0.71%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 i, P_iは「現場環境改善費の計算方法」による。</p> <p>(4) その他</p> <p>本書のほかは土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p>	対象額(P _i)	現場環境改善费率(i)		施工地域区分		大都市(1) (2)・市街地	左記以外	5億円以下	$i[\%] = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i[\%] = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	5億円を超える場合	1.73%	0.71%	<p>1-4-2-2 イメージアップ経費</p> <p>(1) イメージアップ経費の取り扱い</p> <p>ア イメージアップ経費は共通仮設費の安全費（積み上げ分）とする。</p> <p>イ イメージアップ経費の内容及び適用の範囲は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>(2) イメージアップ経費の計算方法</p> <p>イメージアップ経費の積算は、以下による。なお、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は積み上げ計算とする。</p> $K[\text{円}] = i[\%] \times P_i[\text{円}] + \alpha[\text{円}]$ <p>K : イメージアップに要する費用（1,000円未満切り捨て）</p> <p>i : イメージアップ费率（小数第3位四捨五入，2位止め）</p> <p>P_i : 対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）</p> <p>α : 積み上げ計上分（1,000円未満切り捨て）</p> <p>注意1 αに計上するものは、費用が巨額になるためイメージアップ率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。</p> <p>注意2 1,000円未満の切り捨ては、各工種の金額合計に対して行う。</p> <p>(3) イメージアップ费率</p> <table border="1" data-bbox="1703 848 2825 1100"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額(P_i)</th> <th colspan="2">イメージアップ费率(i)</th> </tr> <tr> <th>地方部</th> <th>市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5億円以下</td> <td>$i[\%] = 11.0 \times P_i^{-0.138}$</td> <td>$i[\%] = 11.0 \times P_i^{-0.138} + 1.5$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td>0.69%</td> <td>2.19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 i, P_iは「イメージアップ経費の計算方法」による。</p> <p>(4) その他</p> <p>本書のほかは土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p>	対象額(P _i)	イメージアップ费率(i)		地方部	市街地	5億円以下	$i[\%] = 11.0 \times P_i^{-0.138}$	$i[\%] = 11.0 \times P_i^{-0.138} + 1.5$	5億円を超える場合	0.69%	2.19%
対象額(P _i)	現場環境改善费率(i)																									
	施工地域区分																									
	大都市(1) (2)・市街地	左記以外																								
5億円以下	$i[\%] = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i[\%] = 39.9 \times P_i^{-0.201}$																								
5億円を超える場合	1.73%	0.71%																								
対象額(P _i)	イメージアップ费率(i)																									
	地方部	市街地																								
	5億円以下	$i[\%] = 11.0 \times P_i^{-0.138}$	$i[\%] = 11.0 \times P_i^{-0.138} + 1.5$																							
5億円を超える場合	0.69%	2.19%																								

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																												
	<p>1-4-2-3 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容及び算定</p> <p>ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>イ 現場管理費は所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法</p> <p>ア 現場管理費は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め）</p> <p style="padding-left: 20px;">現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数 + 加算補正)</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>イ 現場管理費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 工種区分は原則として河川維持工事とする。</p> <p>(3) 現場管理費対象額</p> <p>ア 現場管理費対象額は次による。</p> <p style="padding-left: 20px;">現場管理費対象額 = 純工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) - 処分費等控除額</p> <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>ウ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="468 926 1587 1178"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>58.61%</td> <td>605.1</td> <td>-0.1609</td> <td>31.23%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>41.28%</td> <td>166.7</td> <td>-0.0962</td> <td>28.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。J_o=A×N_p^b(J_oは現場管理費率[%]、N_pは対象額、A、bは表の変数値)</p> <p>注意2 現場管理費率(J_o)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	58.61%	605.1	-0.1609	31.23%	河川維持工事	41.28%	166.7	-0.0962	28.34%	<p>1-4-2-3 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の内容及び算定</p> <p>ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>イ 現場管理費は所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法</p> <p>ア 現場管理費は次のいずれかにより求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め）</p> <p style="padding-left: 20px;">現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 + 施工地域・工事場所による補正值 + 加算補正)</p> <p style="padding-left: 20px;">現場管理費 = 現場管理費対象額 × (現場管理費率 × 施工地域・工事場所による補正係数 + 加算補正)</p> <p>イ 現場管理費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 工種区分は原則として河川維持工事とする。</p> <p>(3) 現場管理費対象額</p> <p>ア 現場管理費対象額は次による。</p> <p style="padding-left: 20px;">現場管理費対象額 = 純工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) - 処分費等控除額</p> <p>イ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>ウ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（土木工事編）による。</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1706 926 2825 1178"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>58.61%</td> <td>605.1</td> <td>-0.1609</td> <td>31.23%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>41.28%</td> <td>166.7</td> <td>-0.0962</td> <td>28.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。J_o=A×N_p^b(J_oは現場管理費率[%]、N_pは対象額、A、bは表の変数値)</p> <p>注意2 現場管理費率(J_o)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>注意3 J_oの値に施工地域・工事場所を考慮した補正係数を乗じた値は小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	道路維持工事	58.61%	605.1	-0.1609	31.23%	河川維持工事	41.28%	166.7	-0.0962	28.34%
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
道路維持工事	58.61%	605.1	-0.1609	31.23%																																										
河川維持工事	41.28%	166.7	-0.0962	28.34%																																										
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																										
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																										
		A	b																																											
道路維持工事	58.61%	605.1	-0.1609	31.23%																																										
河川維持工事	41.28%	166.7	-0.0962	28.34%																																										

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																																															
	<p>(5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="468 247 1546 1171"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市 (1) , (2)</td> <td>道路維持工事</td> <td>札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)</td> <td></td> <td>大都市 (1) , (2) の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (1)</td> <td rowspan="2">全ての工種 (※)</td> <td>2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上 of 車線において規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2)</td> <td>一般交通影響あり (1) 以外の車道において, 規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (2)</td> <td>市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)</td> <td>市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で, 市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>人事院規則における特地勤務手当てを支給するために指定した地区, 及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区 (DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。なお, DID地区とは, 総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>注意2 適用条件の複数に該当する場合は, 適用優先順によるが, 共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 設計変更時における現場管理費率の補正については, 工事区間の延長, 工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合, あるいは当初計上していなかったが, 上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>イ 本書のほかは土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	大都市 (1) , (2)	道路維持工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	市街地 (DID補正) (1)		大都市 (1) , (2) の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上 of 車線において規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響あり (2)	一般交通影響あり (1) 以外の車道において, 規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)	1.1	4	市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で, 市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当てを支給するために指定した地区, 及びこれに準ずる地区。	1.0	6	補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	7	<p>(5) 施工地域・工事場所を考慮した現場管理費率の補正値及び補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1706 247 2813 499"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th colspan="2">補正値または補正係数</th> </tr> <tr> <th>河川維持工事</th> <th>道路維持工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>補正値 +1.5%</td> <td>補正係数1.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td colspan="2">補正値 +0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td colspan="2">補正値 +1.0%</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td colspan="2">補正値 0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 施工地域の区分及び施工場所の区分は「施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正値及び補正係数」による。</p> <p>注意2 施工地域区分が2つ以上となる場合には, 補正値 (補正係数) の大きいほうを適用する。</p> <p>注意3 補正値, 補正係数のどちらも適用できる場合, 当該工事の補正については, 補正係数を適用する。</p> <p>(6) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>工種区分が道路維持工事の場合は, 大都市を考慮した共通仮設費率の補正を行う。補正係数及びその計算方法等は土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。</p> <p>(7) その他</p> <p>本書のほかは土木工事標準積算基準書 (土木工事編) による。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値または補正係数		河川維持工事	道路維持工事	市街地		補正値 +1.5%	補正係数1.1	山間僻地及び離島		補正値 +0.5%		地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正値 +1.0%		施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正値 0.0%	
適用条件			補正係数	適用優先																																																													
施工地域区分	工種区分	対 象																																																															
大都市 (1) , (2)	道路維持工事	札幌市, 仙台市, さいたま市, 川口市, 草加市, 千葉市, 市川市, 船橋市, 習志野市, 浦安市, 東京特別区, 八王子市, 横浜市, 川崎市, 相模原市, 新潟市, 静岡市, 名古屋市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 尼崎市, 西宮市, 芦屋市, 広島市, 北九州市, 福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																													
市街地 (DID補正) (1)		大都市 (1) , (2) の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																													
一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上 of 車線において規制を行う場合。ただし, 常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																													
一般交通影響あり (2)		一般交通影響あり (1) 以外の車道において, 規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)	1.1	4																																																													
市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正) (1) 以外 (※)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で, 市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																													
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特地勤務手当てを支給するために指定した地区, 及びこれに準ずる地区。	1.0	6																																																													
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	7																																																													
施工地域・工事場所区分		補正値または補正係数																																																															
		河川維持工事	道路維持工事																																																														
市街地		補正値 +1.5%	補正係数1.1																																																														
山間僻地及び離島		補正値 +0.5%																																																															
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正値 +1.0%																																																															
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正値 0.0%																																																															

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																																																																																																
	<p data-bbox="400 220 697 252">第5節 一般管理費等</p> <p data-bbox="400 289 756 321">1-5-2 各経費の項目別対照表</p> <p data-bbox="430 321 875 352">1-5-2-1 間接工事費等の項目別対照表</p> <table border="1" data-bbox="460 352 1602 940"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th>対象額</th> <th>直接工事費</th> <th>純工事費 (直接工事費+共通仮設費)</th> <th>工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>工場修理費</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>盤内改造費</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>機器単体費</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>鋼構造製作物費</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>製作原価</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>材料費(光ケーブル)</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>技術者間接費</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>機器管理費</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>中止期間中の現場維持費等</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>支給品費(機器相当)</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>支給品費(材料相当)</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="445 945 1053 976">注意1 ○は対象とするもの、×は対象としないものを表す。</p> <p data-bbox="445 1003 1394 1035">注意2 支給品費（機器相当）は、機器単体費に相当するする資材を支給する場合に適用する。</p> <p data-bbox="890 1386 1127 1417" style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p data-bbox="400 1459 727 1491">第4節 試験・調整関係</p> <p data-bbox="400 1528 534 1560">以下、省略</p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額	直接工事費	純工事費 (直接工事費+共通仮設費)	工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)	項目				工場修理費	×	×	×	盤内改造費	×	×	×	機器単体費	×	×	×	鋼構造製作物費	×	×	○	製作原価	×	×	○	材料費(光ケーブル)	×	○	○	技術者間接費	×	×	○	機器管理費	×	×	○	中止期間中の現場維持費等	×	×	○	支給品費(機器相当)	×	×	×	支給品費(材料相当)	○	○	×	<p data-bbox="1641 220 1938 252">第5節 一般管理費等</p> <p data-bbox="1641 289 1997 321">1-5-2 各経費の項目別対照表</p> <p data-bbox="1670 321 2116 352">1-5-2-1 間接工事費等の項目別対照表</p> <table border="1" data-bbox="1700 352 2843 940"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th>対象額</th> <th>直接工事費</th> <th>純工事費 (直接工事費+共通仮設費)</th> <th>工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>工場修理費</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>盤内改造費</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>機器単体費</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>鋼構造製作物費</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>製作原価</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>材料費(光ケーブル等)</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>技術者間接費</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>機器管理費</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>中止期間中の現場維持費等</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr> <tr><td>支給品費(機器相当)</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr> <tr><td>支給品費(材料相当)</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1685 945 2294 976">注意1 ○は対象とするもの、×は対象としないものを表す。</p> <p data-bbox="1685 976 2789 1008">注意2 「材料費（光ケーブル等）」は光ケーブル及びLED照明灯具（器具及びモジュール制御装置）とする。</p> <p data-bbox="1685 1008 2626 1039">注意3 支給品費（機器相当）は、機器単体費に相当するする資材を支給する場合に適用する。</p> <p data-bbox="2131 1386 2368 1417" style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p data-bbox="1641 1459 2122 1491">第4節 標準歩掛（試験・調整関係）</p> <p data-bbox="1641 1528 1774 1560">以下、省略</p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額	直接工事費	純工事費 (直接工事費+共通仮設費)	工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)	項目				工場修理費	×	×	×	盤内改造費	×	×	×	機器単体費	×	×	×	鋼構造製作物費	×	×	○	製作原価	×	×	○	材料費(光ケーブル等)	×	○	○	技術者間接費	×	×	○	機器管理費	×	×	○	中止期間中の現場維持費等	×	×	○	支給品費(機器相当)	×	×	×	支給品費(材料相当)	○	○	×
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																															
対象額	直接工事費	純工事費 (直接工事費+共通仮設費)	工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)																																																																																																															
項目																																																																																																																		
工場修理費	×	×	×																																																																																																															
盤内改造費	×	×	×																																																																																																															
機器単体費	×	×	×																																																																																																															
鋼構造製作物費	×	×	○																																																																																																															
製作原価	×	×	○																																																																																																															
材料費(光ケーブル)	×	○	○																																																																																																															
技術者間接費	×	×	○																																																																																																															
機器管理費	×	×	○																																																																																																															
中止期間中の現場維持費等	×	×	○																																																																																																															
支給品費(機器相当)	×	×	×																																																																																																															
支給品費(材料相当)	○	○	×																																																																																																															
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																															
対象額	直接工事費	純工事費 (直接工事費+共通仮設費)	工事原価 (純工事費+現場管理費+機器間接費)																																																																																																															
項目																																																																																																																		
工場修理費	×	×	×																																																																																																															
盤内改造費	×	×	×																																																																																																															
機器単体費	×	×	×																																																																																																															
鋼構造製作物費	×	×	○																																																																																																															
製作原価	×	×	○																																																																																																															
材料費(光ケーブル等)	×	○	○																																																																																																															
技術者間接費	×	×	○																																																																																																															
機器管理費	×	×	○																																																																																																															
中止期間中の現場維持費等	×	×	○																																																																																																															
支給品費(機器相当)	×	×	×																																																																																																															
支給品費(材料相当)	○	○	×																																																																																																															

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）
	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 機械設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第4節 据付工事原価</p> <p>1-4-1-5 直接経費 直接経費は工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は下記による。</p> <p>① 特許使用料 特許使用料は契約に基づき使用する特許の使用料とする。</p> <p>② 水道光熱電力料 水道光熱電力料は工事の施工に必要な電力、電灯使用料、用水使用料とする。ただし、これらを支給するときは計上しない。</p> <p>③ 機械経費 機械経費は工事の施工に必要な機械の使用に要する経費で、機械損料と機械の運転経費の合計額とし、その算定は請負工事機械経費積算要領（「損料表」）または「建設機械等賃料積算基準」等に基づいて積算する。ここで、機械の運転経費とは燃料費、油脂費、運転労務費、消耗部品費及び雑品費の合計額とする。 なお、機械損料は基礎価格（購入価格）が10万円以上（税抜き価格）の機械器具を対象とする。 ただし、試験測定機器の損料については、原則として計上しない。</p> <p>④ 試運転経費 試運転経費は特に必要と認められる総合試運転等に要する費用とする。</p> <p>⑤ 特別経費 特別経費は特に必要と認められる費用とする。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 機械設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第4節 据付工事原価</p> <p>1-4-1-5 直接経費 直接経費は工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は下記による。</p> <p>① 特許使用料 特許使用料は契約に基づき使用する特許の使用料とする。</p> <p>② 水道光熱電力料 水道光熱電力料は工事の施工に必要な電力、電灯使用料、用水使用料とする。ただし、これらを支給するときは計上しない。</p> <p>③ 機械経費 機械経費は工事の施工に必要な機械の使用に要する経費で、機械損料と機械の運転経費の合計額とし、その算定は請負工事機械経費積算要領（「損料表」）または「建設機械等賃料積算基準」等に基づいて積算する。ここで、機械の運転経費とは燃料費、油脂費、運転労務費、消耗部品費及び雑品費の合計額とする。 なお、機械損料は基礎価格（購入価格）が10万円以上（税抜き価格）の機械器具を対象とする。 また、試験測定機器については試験工等が計上されているとともに仕様書に当該機器の使用が明記されており、かつ基礎価格（購入価格）が10万円以上（税抜き価格）の場合のみ計上する。</p> <p>④ 試運転経費 試運転経費は特に必要と認められる総合試運転等に要する費用とする。</p> <p>⑤ 特別経費 特別経費は特に必要と認められる費用とする。</p>

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																																		
	<p>1-4-2 間接工事費</p> <p>1-4-2-1 共通仮設費</p> <p>(1) 共通仮設費の構成及び算定</p> <p>ア 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費より構成される。</p> <p>イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法</p> <p>ア 共通仮設費の率分は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め）</p> <p style="color: red;">共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × 共通仮設費率 × 施工地域を考慮した補正係数</p> <p style="color: red;">なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>イ 共通仮設費率は別記の表による。</p> <p>ウ 工種区分は工事名にとらわれることなく、工事内容によって適切に選定する。複数の工種区分を一括発注する場合は原則として共通仮設費対象額が最も大きい工種区分を適用する。</p> <p>エ 付属設備や補機のみを対象とした工事の場合は当該付属設備や補機が属する主体設備の工種区分による。塗装のみの場合は塗装対象設備の工種区分による。</p> <p>(3) 共通仮設費対象額</p> <p>ア 共通仮設費対象額は次による。</p> <p style="color: blue;">共通仮設費対象額 = 直接工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費 - 処分費等控除額</p> <p>イ 無償機械貸付評価額及び支給品費は直接工事費、事業損失防止施設費に含まれるものを対象とする。</p> <p>ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>エ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>(4) 共通仮設費率表</p> <p>現行のとおり</p>	<p>1-4-2 間接工事費</p> <p>1-4-2-1 共通仮設費</p> <p>(1) 共通仮設費の構成及び算定</p> <p>ア 共通仮設費は、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費より構成される。</p> <p>イ 共通仮設費は所定の率計算による額と積み上げ計算による額とを加算して求める。</p> <p>(2) 共通仮設費の率分の計算方法</p> <p>ア 共通仮設費の率分は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め）</p> <p style="color: red;">共通仮設費 = 共通仮設費対象額 × (共通仮設費率 + 施工地域・工事場所による補正值 + 加算補正)</p> <p>イ 共通仮設費率は別記の表による。 なお、加算補正は原則として適用しない。</p> <p>ウ 工種区分は工事名にとらわれることなく、工事内容によって適切に選定する。複数の工種区分を一括発注する場合は原則として共通仮設費対象額が最も大きい工種区分を適用する。</p> <p>エ 付属設備や補機のみを対象とした工事の場合は当該付属設備や補機が属する主体設備の工種区分による。塗装のみの場合は塗装対象設備の工種区分による。</p> <p>(3) 共通仮設費対象額</p> <p>ア 共通仮設費対象額は次による。</p> <p style="color: blue;">共通仮設費対象額 = 直接工事費 + (支給品費(材料相当) + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費 - 処分費等控除額</p> <p>イ 無償機械貸付評価額及び支給品費は直接工事費、事業損失防止施設費に含まれるものを対象とする。</p> <p>ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。</p> <p>エ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>(4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="1703 1056 2822 1677"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え5億円以下</th> <th>5億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備（新設、維持修繕）</td> <td rowspan="5">19.81%</td> <td rowspan="5">240.90</td> <td rowspan="5">-0.1675</td> <td rowspan="5">8.41%</td> </tr> <tr> <td>小形水門設備（新設、維持修繕）</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備（流木止設備以外）</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備（流木止設備）</td> <td rowspan="3">17.80%</td> <td rowspan="3">212.61</td> <td rowspan="3">-0.1663</td> <td rowspan="3">7.60%</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備（新設）</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1703 1709 2822 1948"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揚排水ポンプ設備（維持修繕）</td> <td>25.92%</td> <td>8679.61</td> <td>-0.3898</td> <td>6.61%</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	水門設備（新設、維持修繕）	19.81%	240.90	-0.1675	8.41%	小形水門設備（新設、維持修繕）	ゴム引布製起伏ゲート設備	ダム施工機械設備	ダム管理設備（流木止設備以外）	ダム管理設備（流木止設備）	17.80%	212.61	-0.1663	7.60%	鋼製付属設備	揚排水ポンプ設備（新設）	除塵設備					対象額	300万円以下	300万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	揚排水ポンプ設備（維持修繕）	25.92%	8679.61	-0.3898	6.61%
対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの																																																
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																
		A	b																																																	
水門設備（新設、維持修繕）	19.81%	240.90	-0.1675	8.41%																																																
小形水門設備（新設、維持修繕）																																																				
ゴム引布製起伏ゲート設備																																																				
ダム施工機械設備																																																				
ダム管理設備（流木止設備以外）																																																				
ダム管理設備（流木止設備）	17.80%	212.61	-0.1663	7.60%																																																
鋼製付属設備																																																				
揚排水ポンプ設備（新設）																																																				
除塵設備																																																				
対象額	300万円以下	300万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																
		A	b																																																	
揚排水ポンプ設備（維持修繕）	25.92%	8679.61	-0.3898	6.61%																																																

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																																																					
	<p>(5) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="468 926 1546 1438"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響あり(1)</td> <td rowspan="3">全ての工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり(2)</td> <td>一般交通影響あり(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>上記にあてはまらない場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国政調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>注意2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	一般交通影響あり(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響あり(2)	一般交通影響あり(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)	1.2	2	市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	4	補正なし	全ての工種(※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	5	<table border="1" data-bbox="1703 214 2822 661"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル換気設備</td> <td rowspan="6">24.01%</td> <td rowspan="6">762.79</td> <td rowspan="6">-0.2319</td> <td rowspan="6">9.07%</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> </tr> <tr> <td>消融雪設備</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備, 車両計測設備</td> </tr> <tr> <td>駐車場設備, 道路用昇降設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 算定式は次のとおりとする。Kr=A×P^b(Krは共通仮設費率[%], Pは対象額, A, bは表の変数値)</p> <p>注意2 共通仮設費率(Kr)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。</p> <p>注意3 「新設」はポンプ所や浄水場、発電所など、施設そのものを新規に建設する工事に、「維持修繕」は既存の施設における取替、修理、増設、撤去など、「新設」以外の工事に適用する。</p> <p>注意4 主たるものが配管関係のときは「揚排水ポンプ設備」、排水設備のときは「道路排水設備」、重量物機器のときは「ダム施工機械設備」をそれぞれ適用する。機器等据付工についてはその対象設備による。</p> <p>注意5 「鋼製付属設備」は鋼製付属設備単独工事のときに適用する。</p> <p>(5) 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正值</p> <table border="1" data-bbox="1703 932 2822 1144"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>+2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>+1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>+1.5%</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 施工地域の区分は次のとおり。</p> <p>(1) 市街地とは施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国政調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(2) 山間僻地及び離島とは施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地域をいう。</p> <p>(3) 地方部とは施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>注意2 施工場所の区分のうち、一般交通等の影響を受ける場合とは、以下のとおりとする。</p> <p>① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合</p> <p>② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合</p> <p>③ 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>注意3 施工地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きいほうを適用する。</p>	対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		工種区分			A	b	トンネル換気設備	24.01%	762.79	-0.2319	9.07%	トンネル非常用施設	消融雪設備	道路排水設備・共同溝付帯設備	車両重量計設備, 車両計測設備	駐車場設備, 道路用昇降設備	施工地域・工事場所区分		補正值	市街地		+2.0%	山間僻地及び離島		+1.0%	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	+1.5%	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0%
適用条件			補正係数	適用優先																																																																			
施工地域区分	工種区分	対 象																																																																					
一般交通影響あり(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																																																			
一般交通影響あり(2)		一般交通影響あり(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時通行止めの場合も含む)	1.2	2																																																																			
市街地(DID補正)		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																																			
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.3	4																																																																			
補正なし	全ての工種(※)	上記にあてはまらない場合。	1.0	5																																																																			
対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																			
	適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による																																																																				
工種区分			A	b																																																																			
トンネル換気設備	24.01%	762.79	-0.2319	9.07%																																																																			
トンネル非常用施設																																																																							
消融雪設備																																																																							
道路排水設備・共同溝付帯設備																																																																							
車両重量計設備, 車両計測設備																																																																							
駐車場設備, 道路用昇降設備																																																																							
施工地域・工事場所区分		補正值																																																																					
市街地		+2.0%																																																																					
山間僻地及び離島		+1.0%																																																																					
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	+1.5%																																																																					
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0%																																																																					

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）
	<p>(6) 共通仮設費の積み上げによる計算方法 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとし、その算定は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>(7) その他 ア 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。 イ 本書のほかは土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>1-4-2-2 現場管理費 (1) 現場管理費の内容及び算定 ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。 イ 現場管理費は、所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法 ア 現場管理費は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め） $現場管理費 = 現場管理費対象額 \times (現場管理費率 \times 施工地域を考慮した補正係数 + 加算補正)$ なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 イ 現場管理費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。 ウ 原則として共通仮設費（率分）と同じ工種区分を適用する。</p> <p>(3) 現場管理費対象額 ア 現場管理費対象額は次による。 $現場管理費対象額 = 純工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) - 処分費等控除額$ イ 無償機械貸付評価額及び支給品費は直接工事費、事業損失防止施設費に含まれるものを対象とする。 ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。 エ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p>	<p>(6) 共通仮設費の積み上げによる計算方法 現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとし、その算定は土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p> <p>(新規)</p> <p>1-4-2-2 現場管理費 (1) 現場管理費の内容及び算定 ア 現場管理費の内容は土木工事標準積算基準書（機械編）による。 イ 現場管理費は、所定の率計算により求める。</p> <p>(2) 現場管理費の計算方法 ア 現場管理費は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め） $現場管理費 = 現場管理費対象額 \times (現場管理費率 + 施工地域・工事場所による補正值 + 加算補正)$ イ 現場管理費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。 ウ 原則として共通仮設費（率分）と同じ工種区分を適用する。</p> <p>(3) 現場管理費対象額 ア 現場管理費対象額は次による。 $現場管理費対象額 = 純工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) - 処分費等控除額$ イ 無償機械貸付評価額及び支給品費は直接工事費、事業損失防止施設費に含まれるものを対象とする。 ウ 処分費等控除額は「処分費等の取り扱い」による。 エ このほかの費目については、土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p>

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

(4) 現場管理費率表

現行と同じ

(4) 現場管理費率表

対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
水門設備（新設，維持修繕）	21.30%	47.16	-0.0533	16.22%
小形水門設備（新設，維持修繕）				
ゴム引布製起伏ゲート設備				
ダム施工機械設備				
ダム管理設備（流木止設備以外）				
ダム管理設備（流木止設備）	23.83%	105.57	-0.0998	14.30%
鋼製付属設備				
揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）				
除塵設備				

対象額	300万円以下	300万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
トンネル換気設備	21.78%	59.51	-0.0674	16.41%
トンネル非常用施設				
消融雪設備				
道路排水設備・共同溝付帯設備				
車両重量計設備，車両計測設備				
駐車場設備，道路用昇降設備				

注意1 算定式は次のとおりとする。 $J_o = A \times Np^b$ (J_o は現場管理費率[%]， Np は対象額， A ， b は表の変数値)
 注意2 現場管理費率(J_o)[%]は，小数点以下第3位を四捨五入し，2位止めとする。

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																													
	<p>(5) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正係数</p> <table border="1" data-bbox="463 247 1546 758"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対 象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響あり (1)</td> <td rowspan="3">全ての工種 (※)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり (2)</td> <td>一般交通影響あり (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合も含む）</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>補正なし</td> <td>全ての工種 (※)</td> <td>上記にあてはまらない場合</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>注意1 市街地とは施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>注意2 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>イ 本書のほかは土木工事標準積算基準書（機械編）による。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対 象	一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響あり (2)	一般交通影響あり (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合も含む）	1.1	2	市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	4	補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合	1.0	5	<p>(5) 施工地域・工事場所を考慮した現場管理費率の補正值</p> <table border="1" data-bbox="1700 247 2819 464"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正值</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>+1.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>+0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>+1.0%</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 施工地域の区分及び施工場所の区分は「施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正值」による。</p> <p>注意2 施工地域区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きいほうを適用する。</p> <p>(新規)</p>	施工地域・工事場所区分		補正值	市街地		+1.5%	山間僻地及び離島		+0.5%	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	+1.0%	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0%
適用条件			補正係数	適用優先																																											
施工地域区分	工種区分	対 象																																													
一般交通影響あり (1)	全ての工種 (※)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車線において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																											
一般交通影響あり (2)		一般交通影響あり (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。（常時通行止めの場合も含む）	1.1	2																																											
市街地（DID補正）		市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																											
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区。	1.0	4																																											
補正なし	全ての工種 (※)	上記にあてはまらない場合	1.0	5																																											
施工地域・工事場所区分		補正值																																													
市街地		+1.5%																																													
山間僻地及び離島		+0.5%																																													
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	+1.0%																																													
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0%																																													

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																																																																																				
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第3節 機械設備関係</p> <p>2-3-1 河川用水門据付工 2-3-1-5 各部取替工数</p> <p>(1) 施工単価表 単位：門または台</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備据付工</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>電工</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>据付補助材料費</td> <td></td> <td>1</td> <td>式</td> <td>(注意2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 据付材料費及び機械経費は別途積み上げる。 注意2 据付補助材料費は据付労務費に据付補助材料費率を乗じて求めるものとし、据付補助材料費率は、水門の形式に関わらず本体据付における小形水門の率を適用する。（本工数をダム用水門に適用する場合も同様とする。）</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>2-3-1-6 扉体取外し工数</p> <p>(1) 施工単価表 単位：門</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備据付工</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>据付補助材料費</td> <td></td> <td>1</td> <td>式</td> <td>(注意2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 据付材料費及び機械経費は別途積み上げる。 注意2 据付補助材料費は据付労務費に据付補助材料費率を乗じて求めるものとし、据付補助材料費率は、小形水門は1.5%、中・大形水門は4%とする。 注意3 本工数は、扉体のみの取外し（再使用する撤去、再使用しない撤去）に適用するものとし、扉体以外のものを含めて取り外す場合は、本工数によらず、「本体据付」の標準据付工数の補正による。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>	名称	形状寸法	数量	単位	摘要	機械設備据付工			人	(2)参照	電工			人	(2)参照	据付補助材料費		1	式	(注意2)	計					名称	形状寸法	数量	単位	摘要	機械設備据付工			人	(2)参照	普通作業員			人	(2)参照	据付補助材料費		1	式	(注意2)	計					<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第3節 機械設備関係</p> <p>2-3-1 河川用水門据付工 2-3-1-5 各部取替工数</p> <p>(1) 施工単価表 単位：門または台</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備据付工</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>電工</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>据付補助材料費</td> <td></td> <td>1</td> <td>式</td> <td>(注意2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 据付材料費及び機械経費は別途積み上げる。 注意2 据付補助材料費は据付労務費に据付補助材料費率を乗じて求めるものとし、据付補助材料費率は、水門の形式に関わらず本体据付における小形水門（二次側電気配線の施工が必要ないもの）の率を適用する。（本工数をダム用水門に適用する場合も同様とする。）</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> <p>2-3-1-6 扉体取外し工数</p> <p>(1) 施工単価表 単位：門</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備据付工</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>(2)参照</td> </tr> <tr> <td>据付補助材料費</td> <td></td> <td>1</td> <td>式</td> <td>(注意2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 据付材料費及び機械経費は別途積み上げる。 注意2 据付補助材料費は据付労務費に据付補助材料費率を乗じて求めるものとし、据付補助材料費率は、小形水門は3%、中・大形水門は4%とする。（小形水門は二次側電気配線の施工が必要ない場合として扱う。） 注意3 本工数は、扉体のみの取外し（再使用する撤去、再使用しない撤去）に適用するものとし、扉体以外のものを含めて取り外す場合は、本工数によらず、「本体据付」の標準据付工数の補正による。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>	名称	形状寸法	数量	単位	摘要	機械設備据付工			人	(2)参照	電工			人	(2)参照	据付補助材料費		1	式	(注意2)	計					名称	形状寸法	数量	単位	摘要	機械設備据付工			人	(2)参照	普通作業員			人	(2)参照	据付補助材料費		1	式	(注意2)	計				
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																																																		
機械設備据付工			人	(2)参照																																																																																																		
電工			人	(2)参照																																																																																																		
据付補助材料費		1	式	(注意2)																																																																																																		
計																																																																																																						
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																																																		
機械設備据付工			人	(2)参照																																																																																																		
普通作業員			人	(2)参照																																																																																																		
据付補助材料費		1	式	(注意2)																																																																																																		
計																																																																																																						
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																																																		
機械設備据付工			人	(2)参照																																																																																																		
電工			人	(2)参照																																																																																																		
据付補助材料費		1	式	(注意2)																																																																																																		
計																																																																																																						
名称	形状寸法	数量	単位	摘要																																																																																																		
機械設備据付工			人	(2)参照																																																																																																		
普通作業員			人	(2)参照																																																																																																		
据付補助材料費		1	式	(注意2)																																																																																																		
計																																																																																																						

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）																																				
	<p>第4節 鋼製付属設備関係</p> <p>2-4-1 一般事項 2-4-1-1 一般事項 (1) 適用範囲 本製作工及び据付工は、水門設備、揚排水ポンプ設備、除塵設備等の機械設備及び電気通信設備の運転操作、保守、安全管理のために主体となる設備とは独立して設置する小規模かつ簡単な鋼構造物の製作工数及び据付工数に適用する。適用にあたっては、(2)の設備区分ごとに積算する。</p> <p>(2) 設備区分及び構成</p> <table border="1" data-bbox="463 579 1584 1047"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>設備の操作管理のために設置されている小規模な鋼製橋梁及び歩廊</td> <td>操作用管理橋（人道用）、歩廊、点検歩廊</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>形鋼、縞鋼板等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの</td> <td>階段、螺旋階段等に類するもの</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>鋼管、平鋼、棒鋼等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの</td> <td>防護柵、梯子、タラップ等に類するもの</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>形鋼・縞鋼板、棒鋼等を主材とした構造で比較的単純な構造のもの</td> <td>ピット蓋、受台、組立架台</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>平鋼、鋼板等を主材とした構造で溶接が少なく組立点数が多いもの</td> <td>スクリーン</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 鋼製付属設備にリーニ二相鋼（SUS821L1, SUS323L）またはスーパー二相鋼（SUS327L1）等の新材料を使用した設備には適用できないので、別途積上げるものとする。</p> <p>第5節 塗装関係</p> <p>2-5-2 現場塗装工</p> <p>2-5-2-4 素地調整研削材料処分 現場での素地調整に使用した研削材料はその使用量に処分率（80％）を乗じたもの（処分対象重量）を産業廃棄物として処分する。（処分率は現場作業における研削材料の飛散等を除いたものである） 処分する研削材料の集積に要する費用は素地調整の工数に含まれるものとする。なお、処分対象重量に対する運搬費は別途計上する。</p>	区分	内容	摘要	A	設備の操作管理のために設置されている小規模な鋼製橋梁及び歩廊	操作用管理橋（人道用）、歩廊、点検歩廊	B	形鋼、縞鋼板等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	階段、螺旋階段等に類するもの	C	鋼管、平鋼、棒鋼等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	防護柵、梯子、タラップ等に類するもの	D	形鋼・縞鋼板、棒鋼等を主材とした構造で比較的単純な構造のもの	ピット蓋、受台、組立架台	E	平鋼、鋼板等を主材とした構造で溶接が少なく組立点数が多いもの	スクリーン	<p>第4節 鋼製付属設備関係</p> <p>2-4-1 一般事項 2-4-1-1 一般事項 (1) 適用範囲 本製作工及び据付工は、水門設備、揚排水ポンプ設備、除塵設備等の機械設備及び電気通信設備の運転操作、保守、安全管理のために主体となる設備とは独立して設置する小規模かつ簡単な鋼構造物の製作工数及び据付工数に適用する。適用にあたっては、(2)の設備区分ごとに積算する。</p> <p>(2) 設備区分及び構成</p> <table border="1" data-bbox="1700 579 2822 1047"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>設備の操作管理のために設置されている小規模な鋼製橋梁及び歩廊</td> <td>操作用管理橋（人道用）、歩廊、点検歩廊</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>形鋼、縞鋼板等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの</td> <td>階段、螺旋階段等に類するもの</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>鋼管、平鋼、棒鋼等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの</td> <td>防護柵、梯子、タラップ等に類するもの</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>形鋼・縞鋼板、棒鋼等を主材とした構造で比較的単純な構造のもの</td> <td>ピット蓋、受台、組立架台</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>平鋼、鋼板等を主材とした構造で溶接が少なく組立点数が多いもの</td> <td>スクリーン</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5節 塗装関係</p> <p>2-5-2 現場塗装工</p> <p>2-5-2-4 素地調整研磨材料処分 現場での素地調整に使用した研削材料はその使用量に処分率（80％）を乗じたもの（処分対象重量）を産業廃棄物として処分する。（処分率は現場作業における研削材料の飛散等を除いたものである） 処分する研削材料の集積に要する費用は素地調整の工数に含まれるものとする。なお、処分対象重量に対する運搬費は別途計上する。</p>	区分	内容	摘要	A	設備の操作管理のために設置されている小規模な鋼製橋梁及び歩廊	操作用管理橋（人道用）、歩廊、点検歩廊	B	形鋼、縞鋼板等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	階段、螺旋階段等に類するもの	C	鋼管、平鋼、棒鋼等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	防護柵、梯子、タラップ等に類するもの	D	形鋼・縞鋼板、棒鋼等を主材とした構造で比較的単純な構造のもの	ピット蓋、受台、組立架台	E	平鋼、鋼板等を主材とした構造で溶接が少なく組立点数が多いもの	スクリーン
区分	内容	摘要																																				
A	設備の操作管理のために設置されている小規模な鋼製橋梁及び歩廊	操作用管理橋（人道用）、歩廊、点検歩廊																																				
B	形鋼、縞鋼板等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	階段、螺旋階段等に類するもの																																				
C	鋼管、平鋼、棒鋼等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	防護柵、梯子、タラップ等に類するもの																																				
D	形鋼・縞鋼板、棒鋼等を主材とした構造で比較的単純な構造のもの	ピット蓋、受台、組立架台																																				
E	平鋼、鋼板等を主材とした構造で溶接が少なく組立点数が多いもの	スクリーン																																				
区分	内容	摘要																																				
A	設備の操作管理のために設置されている小規模な鋼製橋梁及び歩廊	操作用管理橋（人道用）、歩廊、点検歩廊																																				
B	形鋼、縞鋼板等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	階段、螺旋階段等に類するもの																																				
C	鋼管、平鋼、棒鋼等を主材とした構造で溶接及び加工の程度が比較的高いもの	防護柵、梯子、タラップ等に類するもの																																				
D	形鋼・縞鋼板、棒鋼等を主材とした構造で比較的単純な構造のもの	ピット蓋、受台、組立架台																																				
E	平鋼、鋼板等を主材とした構造で溶接が少なく組立点数が多いもの	スクリーン																																				

備考	改正（平成 29 年 7 月）	現行（平成 28 年 7 月版）
	<p style="text-align: center;">第Ⅳ編 点検・整備</p> <p style="text-align: center;">第1章 点検整備費の積算</p> <p>第3節 点検整備原価</p> <p>1-3-1-2 直接経費</p> <p>(1) 直接経費</p> <p>ア 直接経費は、点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費、輸送費及び交通管理等に要する費用とする。</p> <p>イ 水道光熱電力料は点検・整備を実施するために必要な電力料等とする。</p> <p>ロ 機械経費は設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、機械経費、仮設材の損料の合計額とする。</p> <p>ハ 特別経費は点検・整備に関わる材料分析等に必要とする特別費用とする。</p> <p>ニ 輸送費は材料、支給品、撤去品（処分、倉入れ、移設）等（以下、「運搬物」という。）の製作工場等と工事現場の間の運搬、現場内の運搬（以下、現場内の運搬を「現場内小運搬」と称する。）、積み込み及び取卸しに必要な費用とする。</p> <p>ホ 交通管理費は、設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用とする。</p> <p>イ 直接経費は、直接経費率によるもの（率分）および積み上げ分とする。</p> <p>(2) 直接経費（率分）</p> <p>ア 直接経費率による直接経費は基地または宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等の費用及び点検整備に必要な各種計測機器（積み上げによるものを除く）とする。</p> <p>イ 直接経費（率分）の積算は「点検整備工費×直接経費率」とする。</p> <p>ウ 直接経費率は別記による。</p> <p>(3) 直接経費（積み上げ分）</p> <p>ア 直接経費（積み上げ分）は高所作業車、発動発電機（排出ガス対策型）、洗浄機等の損料、仮設材（足場等）の損料、その他の機械器具、水道光熱電力料、特別経費、輸送費及び交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用とする。</p> <p>イ 輸送費以外の直接経費（積み上げ分）は、個々の費目別に第Ⅰ編の「設計単価の決定」や標準料金等の資料により算定する。なお、機械経費については「損料表」によるものとし、点検・整備に必要な機械器具で「損料表」に掲載のないものは、基礎価格（税抜き）10万円以上のものを対象として計上する。ただし、試験測定機器の損料については、原則として計上しない。</p> <p>ウ 輸送費の対象及び算定方法等は第Ⅱ編の「輸送費」による。</p> <p>(4) 略</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅳ編 点検・整備</p> <p style="text-align: center;">第1章 点検整備費の積算</p> <p>第3節 点検整備原価</p> <p>1-3-1-2 直接経費</p> <p>(1) 直接経費</p> <p>ア 直接経費は、点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費、輸送費及び交通管理等に要する費用とする。</p> <p>イ 水道光熱電力料は点検・整備を実施するために必要な電力料等とする。</p> <p>ロ 機械経費は設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、機械経費、仮設材の損料の合計額とする。</p> <p>ハ 特別経費は点検・整備に関わる材料分析等に必要とする特別費用とする。</p> <p>ニ 輸送費は材料、支給品、撤去品（処分、倉入れ、移設）等（以下、「運搬物」という。）の製作工場等と工事現場の間の運搬、現場内の運搬（以下、現場内の運搬を「現場内小運搬」と称する。）、積み込み及び取卸しに必要な費用とする。</p> <p>ホ 交通管理費は、設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用とする。</p> <p>イ 直接経費は、直接経費率によるもの（率分）および積み上げ分とする。</p> <p>(2) 直接経費（率分）</p> <p>ア 直接経費率による直接経費は基地または宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等の費用、及び点検整備に必要な各種計測機器（積み上げによるものを除く）とする。</p> <p>イ 直接経費（率分）の積算は「点検整備工費×直接経費率」とする。</p> <p>ウ 直接経費率は別記による。</p> <p>(3) 直接経費（積み上げ分）</p> <p>ア 直接経費（積み上げ分）は高所作業車、発動発電機（排出ガス対策型）、洗浄機等の損料、仮設材（足場等）の損料、その他の機械器具（試験測定器具を含む）、水道光熱電力料、特別経費、輸送費及び交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用とする。</p> <p>イ 輸送費以外の直接経費（積み上げ分）は、個々の費目別に第Ⅰ編の「設計単価の決定」や標準料金等の資料により算定する。なお、機械経費については「損料表」によるものとし、点検・整備に必要な機械器具で「損料表」に掲載のないものは、基礎価格（税抜き）10万円以上のものを対象として計上する。ただし、試験測定器具の場合は試験に必要な労務費（直接労務費）が計上され、かつ、仕様書等に当該機器の使用が明記されている場合に限る。</p> <p>ウ 輸送費の対象及び算定方法等は第Ⅱ編の「輸送費」による。</p> <p>(4) 略</p>